

令和３年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について（お知らせ）

令和３年７月７日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）第５条第４項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受けようとする方は、以下の日程表に記載する期間中に申出を行ってください。判定を受けた年度に依らず、どの期間も全ての方法による申出（オンラインによる電子申出、郵送による光ディスク申出、郵送による書面申出）を受け付けております。ただし、化審法第３条第１項に基づく届出を行い、その翌月に数量確認を行う申出については、郵送による書面申出での受付となります。

◎前回お知らせ（令和３年１月６日版）からの改正点

- 令和３年７月２日付けで同法第３条第１項に基づき届出を行い、判定を得たものに限り、令和３年８月２６日～８月３１日に書面での申出を受け付けます。
- ７月２２日が祝日となりましたので、第５回の受付期間を変更いたしました。

１．日程表

	低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の受付期間	
第 1 回	オンライン	2021/2/22（月）～3/3（水）
	郵送（光ディスク）	2021/2/22（月）～2/26（金）
	郵送（書面）	
第 2 回	2021/4/15（木） ～ 4/21（水）	
第 3 回	2021/5/18（火） ～ 5/24（月）	
第 4 回	2021/6/17（木） ～ 6/23（水）	
第 5 回	2021/7/15（木） ～ 7/21（水）	
第 6 回	2021/8/26（木）～8/31（火） ※ 7 月 2 日付けで同法第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、 判定を得たもの。 ※ 申出の方法は書面。	

第 7 回	2021/9/15（水） ～ 9/21（火）
第 8 回	2021/10/15（金） ～ 10/21（木）
第 9 回	2021/11/15（月） ～ 11/19（金）
第 1 0 回	2021/12/15（水） ～ 12/21（火）
第 1 1 回	2022/1/17（月） ～ 1/21（金）
第 1 2 回	2022/2/10（水） ～ 2/18（金）

※1 第 1 回については、オンラインと郵送で受付期間が異なりますのでご注意ください。

（1）新たに電子申出を開始する場合には、申出を予定している期間の前月 1 日まで（1 日が休日、および祝日の場合は、翌営業日まで）に「申出者確認コード（7 桁のパスワード）」が記載された電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）を提出し、「申出者コード（5 桁の ID）」の付与を受ける必要があります。当該申出者コードと申出者確認コードは少量新規化学物質と共通です。

なお、電子での申出を令和 3 年 2 月に初めて行う場合、電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）は令和 3 年 1 月 15 日までに提出をお願いします。

（2）既に申出者コードと申出者確認コードを入手されている事業者は、同じコードを使用することができます。

（3）電子での申出については、電子証明書の添付は不要です。

（4）光ディスクによる申出及び書面による申出につきましては、簡易書留または書留での郵送（申出期間内に必着）をお願いいたします。

確認・不確認通知書は、受付期間終了から概ね 1 カ月後の発送を予定しています。なお、確認通知書に記載された日付以前の製造・輸入はできませんのでご注意ください。

2. 参考資料

低生産量新規化学物質の申出の際には、「低生産量新規化学物質の申出手続について」をご覧ください。

3. 問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問合せください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2427)、(FAX) 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605、(FAX) 03-3501-2084

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253、(FAX) 03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター安全審査課

(電話) 03-3481-1812、(FAX) 03-3481-1950